

第1章 事業の概要

1.1 事業名

令和2年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（事業者データベース整備及び補完調査等）

1.2 事業の目的

食品産業環境対策における調査点検業務は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に係る食品循環資源の再生利用等の取組が著しく不十分と認められる事業者及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく再商品化義務の不履行の疑いが高く、かつ、再商品化義務量の多い事業者に対して優先的に実施することとしている。

調査点検業務の効率的かつ効果的な実施を図るためには、その基礎となる食品関連事業者のデータベース（以下「事業者データベース」という。）の整備・充実が重要である。

本事業では、地方農政局等が令和3年度以降に調査点検業務を円滑に実施することができるようにするため、最新の食品関連事業者の企業データの入手、リサイクル状況等を確認できていない食品関連事業者に対する郵送によるアンケート調査（以下「補完調査」という。）の実施等により、事業者データベースの整備・充実を図り、また、これらの過程において得られた食品関連事業者の詳細情報の整理及び取りまとめを行うこととする。

1.3 事業の内容

本事業においては、次の（１）及び（２）に掲げる内容を実施した。

（１）事業者データベースの整備

ア 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課が令和元年度に整備した事業者データベース（190,327 事業者）において、食品関連事業者に関する市販の最新の企業データ（株式会社東京商工リサーチデータベース）を入手し、企業の最新情報を事業者データベースに反映させ更新した。なお、必要となる基本情報は、以下のとおり。

①事業者名、②事業者名（読み仮名）、③設立年月、④郵便番号、⑤所在地、⑥代表者氏名、⑦代表者役職、⑧電話番号、⑨従業員数（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 21 条に該当する者を除く。）、⑩資本金額（百万円）、⑪当期決算年月、⑫売上高（百万円）、⑬主業種名、⑭従業種名、⑮その他

イ 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課が令和元年度に整備した事業者データベース（190,327 事業者）において、食品関連事業者に関する市販の最新の企業データ（株式会社東京商工リサーチデータベース）を入手し、企業の新設情報 8,000 件、廃業情報 31,719 件の状況を事業者データベースに反映させた。なお、必要となる基本情報はアと同様。

ウ 別途農林水産省からエクセルファイルで提供される再商品化義務履行状況の情報（27,331 事業者）を事業者データベースに反映させた。

（2）リサイクル状況等未確認事業者に対する補完調査の実施及び調査結果の事業者データベースへの反映

ア （1）の反映を行った事業者データベースから、次の（a）又は（b）に当たる事業者を抽出し、それぞれ補完調査対象事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）を作成した。なお、事業者の抽出の際は、担当職員と協議して決定した。

（a） 食品リサイクル法関係については、食品リサイクル状況等が確認できていない事業者（令和元年度に食品リサイクル法第 9 条第 1 項に基づく定期の報告を行った者を除く。3,000 事業者）

（b） 容器包装リサイクル法関係については、再商品化義務の履行状況が確認できていない事業者のうち、

製造業：従業員数 21 人以上及び年間売上高 2 億 4,001 万円以上

商業・サービス業：従業員数 6 人以上及び年間売上高 7,001 万以上の事業者（3,000 事業者）

イ 担当職員と内容を協議の上、アにおいて作成した事業者名簿に記載された事業者（以下「補完調査対象者」という。）に対する依頼状及び調査票（A4 版 6 から 7 枚）を作成し、農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課の名においてリサイクル状況等を確認するための郵送調査等を実施した。なお、調査項目は以下のとおり。

【食品リサイクル法関係】

①業種、②食品廃棄物等の発生量、③食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の取組の有無、④その他担当職員と協議の上決定する食品リサイクル法関連情報

【容器包装リサイクル法関係】

①業種、②平成 27 年度から令和 2 年度までに使用した容器包装の種類、③平成 27 年度から令和 2 年度までの年度別売上高、④平成 27 年度から令和 2 年度までの年度別従業員数、⑤その他担当職員と協議の上決定する容器包装リサイクル法関連情報

ウ 調査票を発送した補完調査対象者の名称及び所在地、調査票の回収状況及び督促状況等を管理する整理票を作成した。当該整理票は、担当職員からの求めに対し、いつでも報告できるように整理した。

エ 調査票の回収後、回答内容に記載不備があった場合には、電話等による確認を行い、調査票に記入した。

オ 返送期日後、調査票が未回収の補完調査対象者の担当者又は責任者に対して、電話等により回答の督促を行い、調査票の回収率 30%以上となるように努めた。督促の際、電話により回答が得られる補完調査対象者については、調査票の内容を簡略化して聞き取り調査を行った。また、調査対象より調査票の再送の要望がある場合には適宜対応した。

カ エ及びオの業務に従事する者は、事前に食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法、本補完調査の内容等を理解できるよう説明を行った。

キ 本補完調査で得られた情報を（１）の事業者データベースに反映した。

1.4 事業の実施スケジュール

令和2年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業のスケジュールを図1-1に示す。

図 1-1 実施スケジュール

令和2年度 ＜食品産業リサイクル状況等調査＞	備考(期間)	2020年12月					2021年1月					2021年2月					2021年3月				
		1-4	7-11	14-18	21-25	28-29	5-8	12-15	18-22	25-29	1-5	8-12	15-19	22-26	1-5	8-12	15-19	22-25			
(0)予備作業																					
食品リサイクル法:調査資料作成・印刷	12/3-2/5																				
容器包装リサイクル法:調査資料作成・印刷	12/3-2/5																				
(1)データ整備																					
食品産業リサイクル状況等DB:データ整備	12/3-2/5																				
特定事業者データ:データ整備	12/15-2/5																				
(2)調査対象&補完調査の実施																					
食品リサイクル法:調査対象事業者選定	1/18-2/5																				
容器包装リサイクル法:調査対象事業者選定	1/18-2/5																				
調査票発送・回収	2/5-3/5																				
督促ハガキ発送	2/15																				
調査票未回収先への電話調査	3/1-3/5																				
調査結果の入力作業	2/22-3/9																				
(3)成果物作成																					
事業者データベース作成	3/10-3/25																				
調査報告書作成(全体版・概要版)	3/10-3/25																				